

第17号議案

京都地方税機構行政手続条例の制定の専決処分について承認を求める件

京都地方税機構の設立（平成21年8月5日付け総行市第154号総務大臣許可）に伴い、京都地方税機構行政手続条例を制定する必要を生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、平成21年8月19日別記のとおり京都地方税機構行政手続条例の制定を専決処分し、同日付けで公布したので、同条第3項の規定により承認を求める。

平成21年12月13日提出

京都地方税機構
広域連合長 山田 啓二

別 記

京都地方税機構条例第3号

京都地方税機構行政手続条例

（目的）

第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号）第46条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、京都地方税機構の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって住民の権利利益の保護に資することを目的とする。

（行政手続）

第2条 処分、行政指導及び届出に関する手続については、京都府行政手続条例（平成7年京都府条例第2号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。